

○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変更後				変更前			
第1 (略)				第1 (略)			
第2 1～7 (略)				第2 1～7 (略)			
周波数割当表				周波数割当表			
第1表 (略)				第1表 (略)			
第2表 27.5MHz-10000MHz				第2表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用		1427-1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1427.9-1429MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。		固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1427.9-1429MHz帯に限る。
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。		移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
1429-1453 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1429-1452.9MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。	1429-1437.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429-1439MHz帯及び1443-1453MHz帯に限るものとし、1429-1439MHz帯については1477-1487MHz帯と、1443-1453MHz帯については1491-1501MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。		移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1485.9MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1437.9-1439 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）		1437.9-1439 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）			移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
1439-1442.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）		1439-1442.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）			移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。

変更後

1453-1455.35 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1455.35-1475.9 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1462.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯とし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。

変更前

1442.9-1443 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。
1443-1453 J58	固定 移動	電気通信業務用（エントランス回線用） 電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1443-1452.9MHz帯に限る。 IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1491-1501MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1453-1455.35 J58	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1455.35-1465 J58	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。
1465-1475.9 J58	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	

変更後

1475.9-1501 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz 帯に限るものとし、別表 10-4 の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1487MHz 帯及び 1491-1501MHz 帯に限るものとし、1477-1487MHz 帯については 1429-1439MHz 帯と、1491-1501MHz 帯については 1443-1453MHz 帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。

変更前

1475.9-1477 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。
1477-1485.9 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429-1437.9MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
1485.9-1487 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。 IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1437.9-1439MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。
1487-1490.9 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。
1490.9-1491 J58	固定	電気通信業務用（エン トランス回線用）	この周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯 無線通信用）	IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。 IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。

変更後

1501-1503.35 J58	固定  移動	電気通信業務用（エントランス回線用）  電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。  電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1503.35-1518 J58	固定  移動	電気通信業務用（エントランス回線用）  電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。  電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

(略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

変更前

1491-1501 J58	固定  移動	電気通信業務用（エントランス回線用）  電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1491MHzを超え1500.9MHz以下に限る。  IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。 IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1443-1453MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1501-1503.35 J58	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式に限る。 デジタルMCA陸上移動通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。
1503.35-1513 J58	移動	一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。
1513-1518 J58	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

(略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

変更後

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
(略)	(略)
1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下	1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下
(略)	(略)

別表 10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

別表 10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域（長野県を除く。）

(略)

別表 11-4 デジタル MCA 陸上移動通信用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域

変更前

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
(略)	(略)
1427.9MHz を超え 1452.9MHz 以下	1475.9MHz を超え 1500.9MHz 以下
(略)	(略)

別表 10-3 携帯無線通信（IMT-2000 のうち一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

別表 10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

関東総合通信局、信越総合通信局（新潟県を除く。）、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域

(略)